

Ⅲ これからの児童相談体制のあり方について

問7 市町村への分権化の適切性と可能性についてお尋ねします。それぞれの項目について、あてはまるものひとつに○をおつけ下さい。

相談支援の内容	適切性				可能性			
	1	2	3	4	1	2	3	4
1. 地域の相談支援に関する情報収集	1	2	3	4	1	2	3	4
2. 地域の相談支援に関する情報提供・発信	1	2	3	4	1	2	3	4
3. 障害相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
4. 障害相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
5. 育成相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
6. 育成相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
7. 虐待以外の養護相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
8. 虐待以外の養護相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
9. 虐待相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
10. 虐待相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
11. 非行相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
12. 非行相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
13. 保健相談・援助（軽度）	1	2	3	4	1	2	3	4
14. 保健相談・援助（重度）	1	2	3	4	1	2	3	4
15. 虐待の通告先	1	2	3	4	1	2	3	4
16. 立ち入り調査	1	2	3	4	1	2	3	4
17. 職権一時保護	1	2	3	4	1	2	3	4
18. 28条申立	1	2	3	4	1	2	3	4
19. 一時保護	1	2	3	4	1	2	3	4
20. 心理・医学・教育・社会学的および精神保健上の判定	1	2	3	4	1	2	3	4
21. 専門的継続的支援	1	2	3	4	1	2	3	4
22. 援助終結後のフォローアップ	1	2	3	4	1	2	3	4
23. 心理療法	1	2	3	4	1	2	3	4
24. 施設入所措置	1	2	3	4	1	2	3	4
25. 里親認定・登録	1	2	3	4	1	2	3	4
26. 里親委託	1	2	3	4	1	2	3	4
27. 里親への指導	1	2	3	4	1	2	3	4
28. 潜在ケースの発掘	1	2	3	4	1	2	3	4

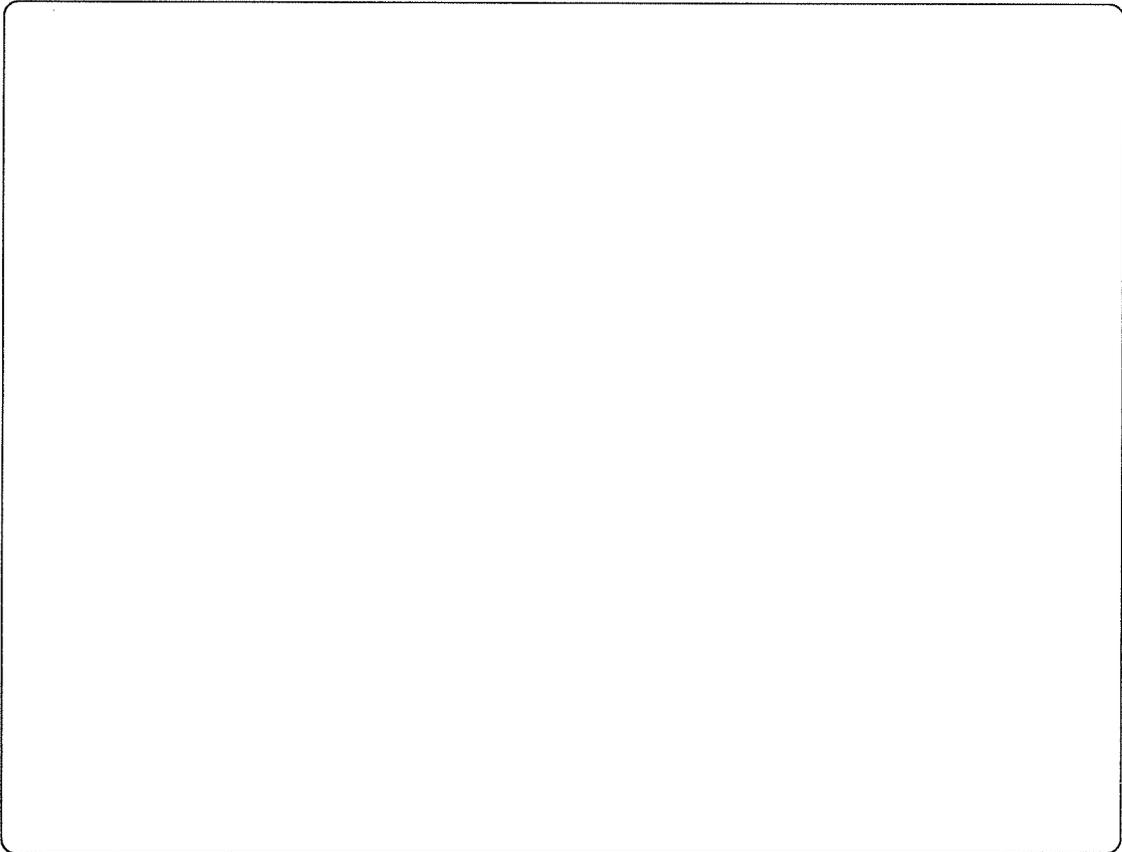
「適切性」

1. 適切 2. どちらともいえない
3. 不適切 4. わからない

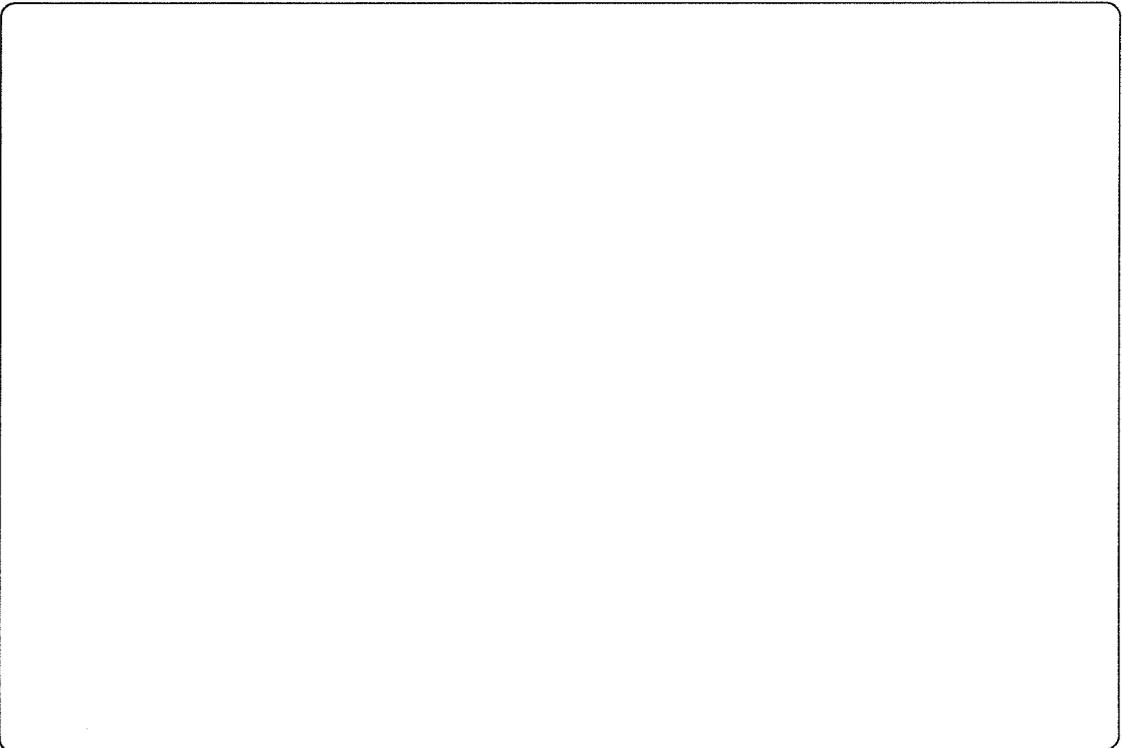
「可能性」

1. できる 2. 条件によってはできる
3. できない 4. わからない

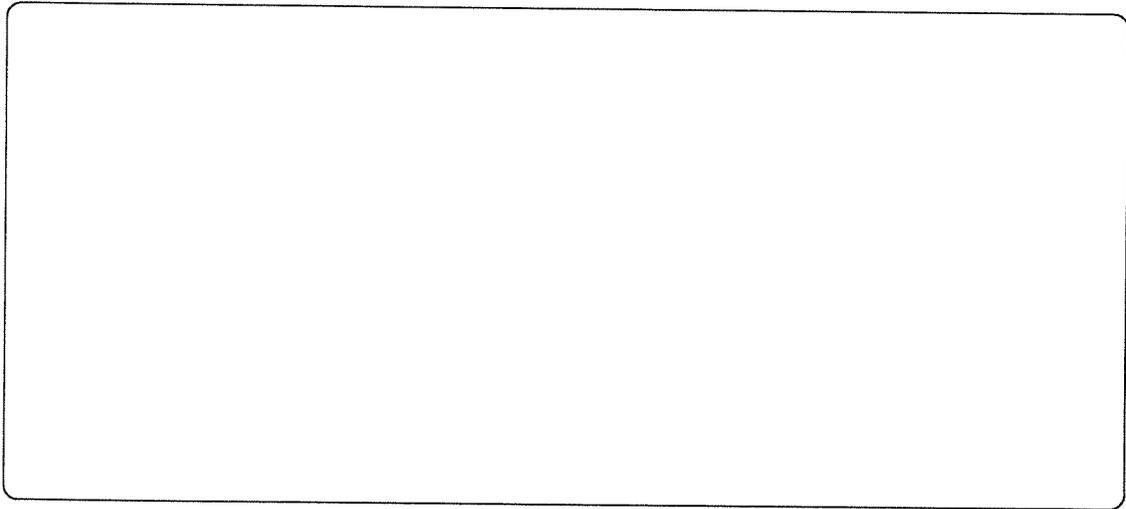
問11 児童相談所と市町村との関係について、あなたのご意見をお聞かせ下さい。



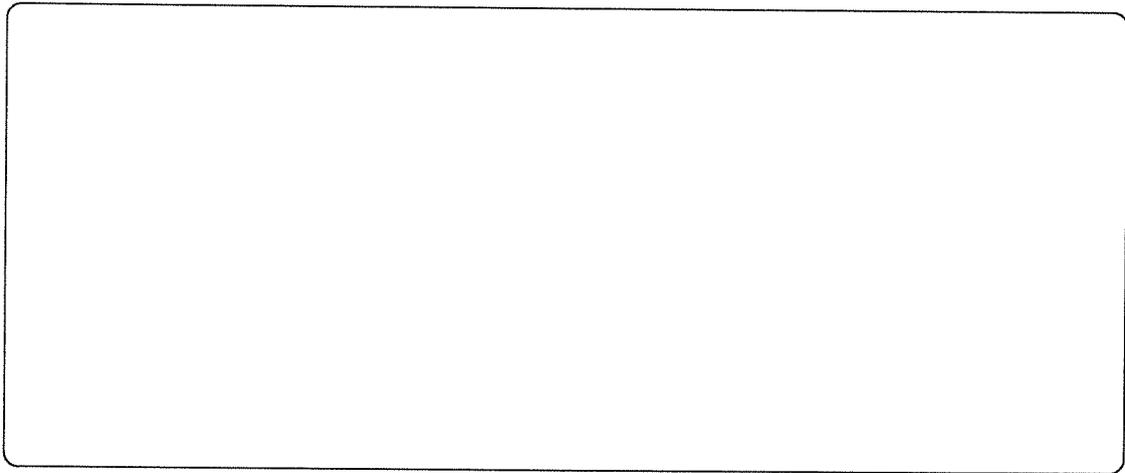
問12 今後の児童相談所のあり方について、あなたの考えをお聞かせ下さい。



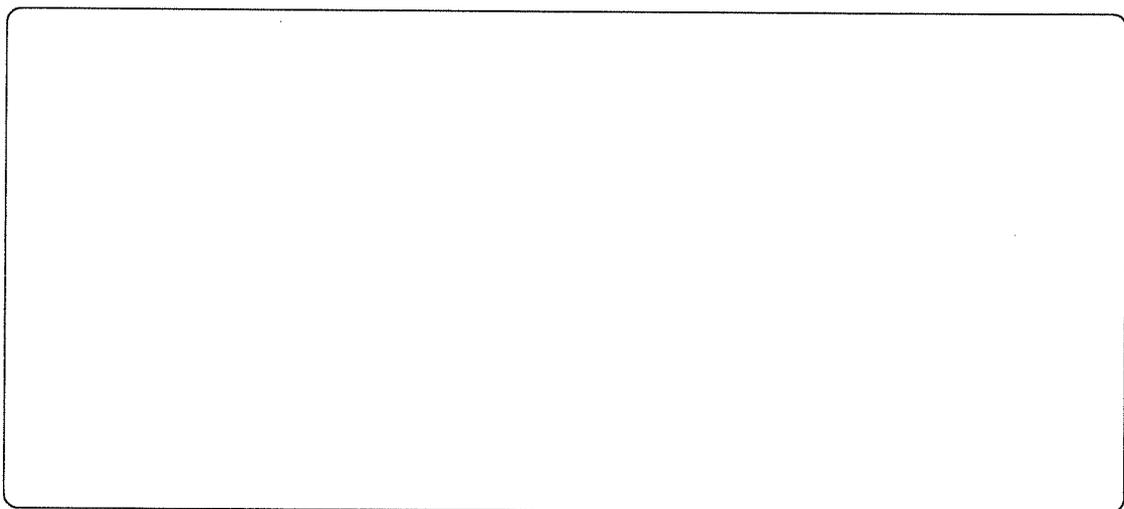
問13 都道府県の家庭児童相談室のあり方について、あなたのご意見をお聞かせ下さい。



問14 市町村の家庭児童相談室のあり方についてあなたのご意見をお聞かせ下さい。



問15 児童相談所のバックアップ機能としての都道府県児童福祉審議会の役割について、あなたのご意見をお聞かせ下さい。



児童福祉審議会の意見聴取に関する調査

2005年1月

調査主体：児童福祉審議会の運営に関する研究会

研究代表	山縣 文治	(大阪市立大学)
	久保 樹里	(大阪中央児童相談所)
	才村 純	(日本子ども家庭総合研究所)
	津崎 哲郎	(花園大学)
	福田 公教	(種智院大学)

調査のお願い

平成9年の児童福祉法改正により、「子どもの意見と保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」「児童相談所長が必要と認めるとき」に児童福祉審議会の意見を聴取しなくてはならないと規定されました。今回、改正から7年目を迎えた児童福祉審議会の意見聴取がどのように行われているかについて調査を計画いたしました。児童福祉審議会の運営の現状を調査することにより、児童相談所における子どもの権利擁護機能を強化し、処遇決定の客観性の確保と専門性の向上を図るために設けられた児童福祉審議会の意見聴取という規定の効果的な活用について検討したいと考えております。

本研究では、調査票を2部作成しました。調査票Ⅰは児童福祉審議会の位置づけと運営面についてお尋ねしています。本庁や中央児童相談所の事務局でのみ把握されている場合は、事務局にお答えいただくようお願いいたします。なお、基本的に調査票Ⅰは複数の児童相談所を持つ都道府県には中央児童相談所宛に送付しております。

調査票Ⅱは児童福祉審議会の意見聴取の実際や児童福祉審議会と児童相談所のあり方についてお尋ねしています。なお、調査票Ⅱは全国の各児童相談所宛に送付しております。

調査結果は数量的に処理し、回答していただいた児童相談所および事務局担当部局に一切ご迷惑をおかけすることはありません。

時節柄、お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の児童福祉審議会の研究に資する資料等がございましたら、同封いただければ幸いです。

調査に関する問い合わせ

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請70番地
種智院大学仏教福祉学科 福田公教研究室気付
「児童福祉審議会の運営に関する研究会」事務局
電 話 075-604-5661 FAX 075-604-5610
e-mail fukuda@shuchiin.ac.jp

*電話は通じにくい場合があります。FAXか電子メールにご連絡頂きますと、後日私どもからご連絡致します。

【回答方法】 各設問に従って、該当する番号に○をつけるか、自由記述でお答えください。

【返送方法】 同封の返信用封筒でご返送ください。

【回答期日】 2005年2月4日（金）必着

ご回答いただいた後、記入内容についてお尋ねする場合がありますので、ご回答いただいた方のお名前等を以下にご記入下さい。

当然ながら、ご回答いただいた内容が、個別の内容として外に出ることは一切ございません。なお、以下にご記入いただいた方には、調査結果の要約を後日送付させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

回答者のお名前：

回答者の役職：

児童相談所名もしくは事務局担当部局名：

所在地 〒

Tel : _____

Fax : _____

1. 児童福祉審議会の位置づけ

問1 児童福祉法第27条8項に定める組織を本研究では仮に「児童相談所部会」と呼ぶこととします。貴自治体における児童福祉審議会の児童相談所部会の設置状況を教えてください。

1. 独立して設置している
2. 他の部会（里親審査部会等）と機能をあわせて設置している
3. 特別な部会を設置していない

問2 貴自治体では児童相談所を何か所設置されていますか。

1. 複数 → 問2-1へ
2. 1か所 → 問3へ

問2-1 問2で複数とお答えになられた方にお聞きします。児童相談所運営指針には児童相談所部会を複数設置できると書かれていますが、貴自治体では何か所設置されていますか。

1. 1か所
2. 複数 → か所

問2-2 複数設置されている理由をお書きください。

問3 児童相談所部会の担当事務局は次のうちどこですか。

1. 児童相談所
2. 本庁（児童福祉担当部局）
3. その他→具体的に

問4 児童相談所部会の開催場所はどうされていますか。

1. 特定の児童相談所
2. 児童相談所間で持ち回り
3. 本庁
3. その他→具体的に

問5 開催場所の選定理由を次から選んでください。選定理由に当たるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|--------------------|----------------|
| 1. 交通の利便性 | 2. 開催準備のしやすさ | 3. 事務局がある場所だから |
| 4. 委員の出席のしやすさ | 5. 児童相談所職員の出席のしやすさ | |
| 6. その他→具体的に (| |) |

問6 貴自治体では、児童相談所部会の諮問に係る手続きについて、取り扱い要領を作成されていますか。

1. はい 2. いいえ

2. 児童相談所部会の運営の状況について

問7 児童相談所部会は平成15年度に何回開催されましたか。

回

問8 1回の審議にどれくらいの時間を取っていますか。

約 時間

問9 児童相談所部会の開催頻度は、次のうちどれですか。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 毎月開催 | 2. 2か月に1度開催 | 3. 3か月に1度開催 |
| 4. 4か月に1度開催 | 5. 6か月に1回開催 | 6. 不定期開催 |

問9-1 定期開催（1から5）とお答えになった方にお聞きします。開催日は事前に決められていますか。

1. 年間の予定日を決めている
2. その都度日程調整をしている
3. その他（具体的にお書きください： _____）

問9-2 不定期開催（6）とお答えになった方にお聞きします。どのようなときに開催されますか。

問10 平成9年の児童福祉法改正により児童相談所部会が設置される際、委員はどのように選出されましたか。

1. 既存の児童福祉審議会の委員から選出
2. 既存の委員を含め新たに選出
3. 新たな委員のみを選出
4. その他（具体的にお書きください： _____)

問11 現在の児童相談所部会の委員数は何人ですか。

	人
--	---

問12 現在の児童相談所部会の委員の職種と人数を記入してください。

職 種	人数	職 種	人数
1. 弁護士		10. その他福祉関係者	
2. 小児科医		11. 教育関係者（大学教員を除く）	
3. 精神科医		12. 行政関係者	
4. その他医師		13. 心理職専門家（大学教員を除く）	
5. 社会福祉を専門とする大学教員		14. 地域保健関係者	
6. 心理学を専門とする大学教員		15. 民生児童委員・主任児童委員	
7. 教育学を専門とする大学教員		16. マスコミ関係者	
8. その他を専門とする大学教員		17. その他（右欄に具体的に）	
9. 社会福祉施設職員			

問12-1 職種を具体的に
教えてください。

--

問13 平成15年度の相談内容別の審議件数を教えてください。

相談内容	件数
1. 虐待相談	
2. 養護（虐待を除く）相談	
3. 保健相談	
4. 障害相談	
5. 非行相談	
6. 健全育成相談	
7. その他の相談	

問14 児童相談所部会の審議に正規委員以外で出席したことのある人すべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 児童相談所長 | 9. 警察関係者 |
| 2. 担当児童福祉司 | 10. 保健センターなど地域保健関係者 |
| 3. 担当心理判定員 | 11. 民生児童委員・主任児童委員 |
| 4. 一時保護所職員 | 12. 対象事例の保護者 |
| 5. 事例担当以外の児童相談所職員 | 13. 対象児童 |
| 6. 学校関係者 | 14. 事務局 |
| 7. 施設関係者 | 15. その他→具体的に () |
| 8. 病院関係者 | |

問15 貴児童相談所部会の運営について、平成12年度年当初から今日までで、修正あるいは改善された点がありましたら、その内容と理由について具体的にお書きください。

問16 児童相談所部会の意見聴取は児童相談所にとって役にたっていますか。

1. とても役にたっている
2. やや役にたっている
3. あまり役にたっていない
4. 役にたっていない

問17 今後の児童相談所部会の望ましい社会的役割について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 児童相談所部会自体が調査、調整機能をもつ
2. 第三者的な役割をはたす
3. 自発的に制度改善に向け提言をする
4. 児童の権利擁護機能を充実する
5. 処遇過程における不服申し立てを受けける機関として機能する
6. 虐待死などの重大事例についての検証を行う
7. 市町村への指導を行う
8. 関係機関への指導を行う
9. その他（具体的にお書きください：)

問18 児童相談所の処遇決定において、専門性の向上を図るためには何が必要だと思いますか。

問19 児童相談所の処遇決定において、客観性の向上を図るためには何が必要だと思いますか。

問20 児童相談所の専門性とは、どのように説明できるとお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問21 昨年の児童福祉法改正によって、児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方あるいは専門支援化が進められましたが、この点についてどのようにお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問22 より児童相談所部会が有効に機能するために必要と思われることがあれば、自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

児童福祉審議会の意見聴取に関する調査

2005年1月

調査主体：児童福祉審議会の運営に関する研究会

研究代表 山縣 文治（大阪市立大学）
久保 樹里（大阪市中央児童相談所）
才村 純（日本子ども家庭総合研究所）
津崎 哲郎（花園大学）
福田 公教（種智院大学）

調査のお願い

平成9年の児童福祉法改正により、「子どもの意見と保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」「児童相談所長が必要と認めるとき」に児童福祉審議会の意見を聴取しなくてはならないと規定されました。今回、改正から7年目を迎えた児童福祉審議会の意見聴取がどのように行われているかについて調査を計画いたしました。児童福祉審議会の運営の現状を調査することにより、児童相談所における子どもの権利擁護機能を強化し、処遇決定の客観性の確保と専門性の向上を図るために設けられた児童福祉審議会の意見聴取という規定の効果的な活用について検討したいと考えております。

本研究では、調査票を2部作成しました。調査票Ⅰは児童福祉審議会の位置づけと運営面についてお尋ねしています。本庁や中央児童相談所の事務局でのみ把握されている場合は、事務局にお答えいただくようお願いいたします。なお、基本的に調査票Ⅰは複数の児童相談所を持つ都道府県には中央児童相談所宛に送付しております。

調査票Ⅱは児童福祉審議会の意見聴取の実際や児童福祉審議会と児童相談所のあり方についてお尋ねしています。なお、調査票Ⅱは全国の各児童相談所宛に送付しております。

調査結果は数量的に処理し、回答していただいた児童相談所および事務局担当部局に一切ご迷惑をおかけすることはありません。

時節柄、お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の児童福祉審議会の研究に資する資料等がございましたら、同封いただければ幸いです。

調査に関する問い合わせ

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請70番地
種智院大学仏教福祉学科 福田公教研究室気付
「児童福祉審議会の運営に関する研究会」事務局
電 話 075-604-5661 FAX 075-604-5610
e-mail fukuda@shuchiin.ac.jp

*電話は通じにくい場合があります。FAXか電子メールにご連絡頂きますと、後日私どもからご連絡致します。

【回答方法】 各設問に従って、該当する番号に○をつけるか、自由記述でお答えください。

【返送方法】 同封の返信用封筒でご返送ください。

【回答期日】 2005年2月4日（金）必着

ご回答いただいた後、記入内容についてお尋ねする場合がありますので、ご回答いただいた方のお名前等を以下にご記入下さい。

当然ながら、ご回答いただいた内容が、個別の内容として外に出ることは一切ございません。なお、以下にご記入いただいた方には、調査結果の要約を後日送付させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

回答者のお名前：

回答者の役職：

児童相談所名もしくは事務局担当部局名：

所在地 〒

Tel: _____

Fax: _____

問5-1 事例に関する資料の配付方法についてお聞きします。(該当する番号1つに○)

1. 事前に委員に配布する
2. 当日に委員に配布する
3. 口頭で説明する
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-2 事例の概要の説明方法についてお聞きします。(該当する番号1つに○)

1. 児童相談所職員以外が説明する
2. 児童相談所長等の児童相談所の管理職が説明する
3. 事例担当者が説明する
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-3 審議の方法についてお聞きします。(該当する番号すべてに○)

1. 委員と出席者が活発に質疑応答を行う
2. 委員が児童相談所の方針を聞き、おおむね承認する
3. 資料を委員が読み、承認する
4. 事例の審議に必要な委員以外の専門家を招いて意見を聞く
5. その他(具体的にお書きください:)

問5-4 意見具申はいつ出されますか。(該当する番号すべてに○)

1. その場で意見具申が出される
2. 後日、意見具申が出される
3. はっきりとした意見具申は出されない
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-5 意見具申はどのように出されますか。(該当する番号すべてに○)

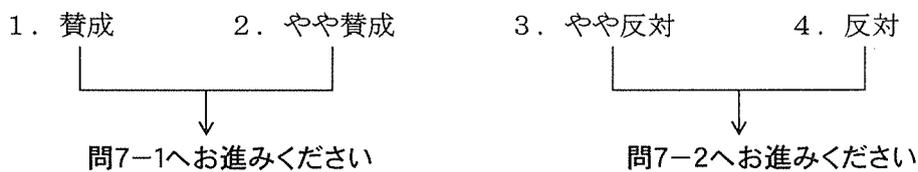
1. 意見具申は口頭でなされる
2. 意見具申は文書で出される
3. はっきりとした意見具申は出されない
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-6 審議の結果、次のような方法をとられたことがありますか。(該当する番号すべてに○)

1. 児童相談所は審議した事例の経過報告をする
2. 審議事例によっては一度でなく継続して行われることがある
3. 児童相談所部会として家庭裁判所などに意見を提出することがある
4. 児童相談所は審議会に間にあわなかった事例において、事後報告をする

問6 貴児童相談所部会の運営について、平成12年度年当初から今日までで、工夫された点がありましたら、具体的にお書きください。

問7 審議事例にかかわる関係機関が出席することについて、どのようにお考えですか。



問7-1 その理由を以下から選んでください。(該当する番号すべてに○)

- 1. 幅広い見方で事例をとらえることができる
- 2. 関係機関の間の調整をはかることができる
- 3. 児童相談所の現状を理解してもらえる
- 4. 関係機関の間で処遇方針の統一がはかる
- 5. その他(具体的にお書きください:)

問7-2 その理由を以下から選んでください。(該当する番号すべてに○)

- 1. 関係機関の意見も児相が説明するので、出席する必要性がない
- 2. 関係機関の出席を調整することが困難である
- 3. 関係機関の前では意見をいいにくい
- 4. その他(具体的にお書きください:)

問8 関係機関から審議にかけることを依頼されたことがありますか。

1. あり→問8-1へお進みください 2. なし→問9へお進みください

問8-1 どの機関から依頼されましたか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 施設(保育所以外) 2. 保育所 3. 保健所・保健センター
- 4. 学校 5. 病院 6. 児童委員・主任児童委員
- 7. その他(具体的にお書きください:)

問8-2 どのような内容の相談内容について依頼されましたか。

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 虐待相談 | 4. 障害相談 |
| 2. 養護相談（虐待をのぞく） | 5. 非行相談 |
| 3. 保健相談 | 6. 健全育成相談 |
| 7. その他の相談（具体的にお書きください： _____) | |

問9 児童相所部会の意見聴取を行うことを当事者である保護者、児童などに伝えましたか。

1. 伝えていない
2. 必要なら伝えることもある
3. 原則として伝えている
4. その他（具体的にお書きください： _____)

問10 児童相談所部会の答申について当事者である保護者、児童などに伝えましたか。

1. 伝えていない
2. 必要なら伝えることもある
3. 原則として伝えている
4. その他（具体的にお書きください： _____)

問11 保護者、児童といった当事者側から児童相談所部会での審議を依頼されたことがありますか。

1. あり →問11-1にお進みください
2. なし →問12にお進みください

問11-1 依頼された件数を教えてください。

ケース

問11-2 誰から依頼されましたか。依頼された人すべてに○をつけてください。

1. 保護者
2. 児童
3. 親類
4. その他（具体的にお書きください： _____)

問14 児童相談所の処遇決定において、専門性の向上をはかるためには何が必要だと思いますか。

問15 児童相談所の処遇決定において、客観性の向上をはかるためには何が必要だと思いますか。

問16 児童相談所の専門性とは、どのように説明できるとお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問17 昨年の児童福祉法改正によって、児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方あるいは専門支援化が進められましたが、この点についてどのようにお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問18 より児童相談所部会が有効に機能するために必要と思われることがあれば、自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。